

保険の対象の譲渡に関する通知義務の変更特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款およびこれに付帯された特約に、下表のいずれかに該当する保険の対象の譲渡に関する通知義務の規定(*1)がある場合に適用します。

①	保険契約の権利および義務を保険の対象の譲受人に譲渡しようとする場合に、保険契約者が、あらかじめ、書面等をもってその事実を当会社に通知して承認の請求を行わなければならないことを定めた規定
②	保険契約者または被保険者が、事実の発生がその責めに帰すべき事由による場合に、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければならないことを定めた規定

(*1) 保険の対象の譲渡に関する通知義務の規定には、ご契約のお車の譲渡に関する規定を含みません。

第2条（保険の対象の譲渡に関する通知義務の特則）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約の締結の後、保険の対象の譲渡に伴い、保険契約の権利および義務を保険の対象の譲受人に譲渡しようとする場合において、あらかじめ当社に承認の請求を行わなかったことについて、保険契約者に重大な過失がなかったときは、保険契約者があらかじめ当社に申出または通知して承認の請求を行ったものとみなします。
- (2) 当社は、(1)の規定により当社に承認の請求を行ったものとみなす場合であっても、保険の対象が譲渡された日から2020年12月31日までの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。